

## 第10次袖ヶ浦市交通安全計画の概要

### 1. 交通安全計画とは

交通安全対策基本法に基づき、千葉県交通安全計画に即して策定する計画で、市、警察、関係機関等が連携・協力し、市内の交通安全施策を総合的に推進するための計画です。

### 2. 計画の基本的な考え方

本計画は、県の計画を踏まえながら、人命尊重の理念のもと、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して暮らせる袖ヶ浦市の実現を目指し策定するものです。

### 3. 計画期間

平成28年度から平成32年度（5年間）

### 4. 計画の概要

本計画は、市民一人ひとりの力や地域の力といったソフト面の施策と交通環境などのハード面の整備を融合させた計画であり、「道路交通の安全」と「踏切道における交通の安全」の2編で構成されています。

## 【第1編】道路交通の安全

### ①目的

人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる袖ヶ浦市の実現を目指します。

### ②目標

本計画期間の最終年である平成32年の年間交通事故死傷者数を186人以下とします。

### ③重点事項

本市の特性や社会情勢の変化等を踏まえ、次の2項目に重点を置いた計画としています。

#### 重点項目1：高齢者の交通安全対策の強化

- (1) 交通事故に遭わないための取組
- (2) 交通事故を起こさせないための取組

#### 重点項目2：自転車の安全利用対策の強化

- (1) 自転車の交通事故防止対策
- (2) 自転車保険の普及及び加入の促進
- (3) 自転車の安全利用を推進する広報・啓発の強化

### ④施策の体系

次に掲げる「5つの視点」を重視した対策を推進するために、本市の実情に即した具体的な交通安全対策を進めるため、「6つの柱」からなる施策の体系により推進を図ります。

#### ◆5つの視点◆

- [第1の視点] 高齢者・子どもの安全確保
- [第2の視点] 歩行者・自転車の安全確保
- [第3の視点] 生活道路・幹線道路における安全確保
- [第4の視点] 地域でつくる交通安全の推進
- [第5の視点] 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

## ◆6つの柱◆

## [第1の柱] 市民1人ひとりの交通安全意識の高揚

- (1) 市民参加でつくる交通安全の推進
- (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進
- (4) 自転車の安全利用の推進
- (5) 飲酒運転の根絶
- (6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (7) 効果的な交通安全教育の推進

## [第2の柱] 道路交通環境の整備

- (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (3) 交通安全施設等の整備推進
- (4) 効果的な交通規制の推進
- (5) 自転車利用環境の総合的整備
- (6) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (7) 総合的な駐車対策の推進
- (8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

## [第3の柱] 道路交通秩序の維持

- (1) 交通指導取締りの促進
- (2) 飲酒運転対策の促進
- (3) 暴走族対策の促進

## [第4の柱] 救助・救急活動の充実

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保

## [第5の柱] 被害者支援の推進

- (1) 交通事故被害者支援の充実強化

## [第6の柱] 交通事故調査・分析の充実

- (1) 交通事故多発箇所の共同現地診断
- (2) 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断

## 【第2編】踏切道における交通の安全

### ①目的

踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指します。

### ②目標

踏切道における交通安全対策を推進することで、踏切事故の発生を極力防止します。

### ③推進施策

踏切道の構造改良、踏切保安設備の整備等の対策について、それぞれの踏切の状況を勘案し、道路管理者や鉄道事業者と協力してより効果的な対策を推進します。

- (1) 踏切道の立体交差化の促進
- (2) 踏切道の構造改良の促進
- (3) その他踏切道の交通の安全